

第103号議案

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(ふじみ野市情報公開条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報」を「公文書」に改める。

第2条第1号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、公営企業管理者」を加え、同条第2号中「情報」を「公文書」に、「写真並びにフィルム、磁気テープ等から出力され又は採録されたもので」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって」に改め、同条第3号中「情報」を「公文書」に、「第14条」を「第15条」に改める。

第3条第1項中「情報」を「公文書」に改め、同条第2項中「情報の」を「公文書の」に改める。

第4条中「情報の」を「公文書の」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「情報」を「公文書」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、当該請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、明らかに公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第

2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることに

より、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開の請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該情報から非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開の請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報（第6条第3号を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる。

第21条を第22条とする。

第20条中「情報の」を「公文書の」に改め、同条を第21条とする。

第19条第1項中「情報」を「公文書」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「情報」を「公文書」に改め、同条を第19条とする。

第17条の見出し及び同条第1項中「情報」を「公文書」に改め、同条第2項中「情報の」を「公文書の」に改め、同条を第18条とする。

第16条（見出しを含む。）中「情報」を「公文書」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条（見出しを含む。）中「情報」を「公文書」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項及び第2項中「情報」を「公文書」に改め、同条第3項中「第14条」を「第15条」に、「情報」を「公文書」に改め、同条を第13条とする。

第11条（見出しを含む。）中「情報」を「公文書」に改め、同条を第12条とする。

第10条第3項中「情報」を「公文書」に、「第8条第1項」を「第7条」に改め、同条第5項中「情報に」を「公文書に」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「情報」を「公文書」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

別表中「（第12条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

（ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場条例の一部改正）

第2条 ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場条例（平成17年ふじみ野市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「ふじみ野市個人情報保護条例（平成17年ふじみ野市条例第9号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年ふじみ野市条例第号）」に改める。

（ふじみ野市行政不服審査法関係手数料条例の一部改正）

第3条 ふじみ野市行政不服審査法関係手数料条例（平成28年ふじみ野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「ふじみ野市行政不服審査会」の次に「又はふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会」を加える。

（ふじみ野市債権管理条例の一部改正）

第4条 ふじみ野市債権管理条例（平成30年ふじみ野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「ふじみ野市個人情報保護条例（平成17年ふじみ野市条例第9号）第2条第1号」を「ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例

（令和４年ふじみ野市条例第 号）第２条第２項」に改め、「する実施機関」の次に「及び議会」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第１条の規定による改正前のふじみ野市情報公開条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で当該実施機関による決定その他の処分がなされていないものは、同条の規定による改正後のふじみ野市情報公開条例の相当規定により実施機関に対してされた請求その他の行為とみなす。

（ふじみ野市自治基本条例の一部改正）

3 ふじみ野市自治基本条例（平成２６年ふじみ野市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１９条の見出しを「（公文書の公開及び情報の共有）」に改め、同条第１項中「情報」を「公文書」に改める。

令和４年１１月３０日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）による個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の一部改正に伴い、関係条例の整備を行いたいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。